

パソコンやスマホから確定申告ができます!

ステップ1 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

◎税務署に行く手間がかかりません! ◎確定申告期間中は24時間いつでも利用できます!

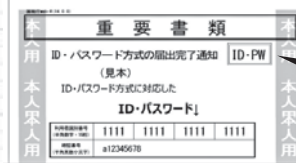
ステップ2 申告書を作成 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます!

ステップ3 e-Taxで送信して提出 次の2つを用意して、マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード + ICカードリーダー または マイナンバーカード 一部の端末のみ

●「パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。●確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。
(注)①ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
②メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

ID・パスワード方式の届出完了通知書に記載されたIDとパスワードで送信



ID・PWが目印

公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出は不要です。

ただし、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるため、株式等の損失を翌年に繰り越すため等の申告書は提出することができます。なお、住民税の申告については、お住まいの市町の窓口にお尋ねください。

税務課からのお知らせ

トラクターやフォークリフトなどのナンバー登録はお済みですか?

農耕作業用のトラクターやコンバイン、フォークリフトなどの小型特殊自動車には、軽自動車税が課税されます。公道走行の有無にかかわらず、賦課期日(4月1日)時点で所有していれば課税の対象となります。

新しく取得又は、現在お持ちの農耕作業用等の小型特殊自動車ナンバープレートが付いていないものがありましたら、すみやかに役場税務課および各支所(出張所)で申請し、交付を受けてください。

申請に必要なもの

- 所有者・使用者の印鑑
- 車名・型式・車体番号などが確認できる書類(販売証明書又は廃車証明書・譲渡証明書等)
- すでに小型特殊自動車をお持ちの方で証明書等がない場合は、車名・型式・車体番号などがわかるものを持参してください。

小型特殊自動車とは

- ☆農耕作業用の小型特殊自動車(税額:2,400円)
乗用装置を有し、最高速度が35km/h未満のもの
○トラクター/刈脱穀作業車(コンバイン)/薬剤散布車/田植機 など
- ☆その他の小型特殊自動車(税額:5,900円)
次の①~④の要件をすべて満たすもの
①車両の長さが4.7m以下 ②車両の幅が1.7m以下
③車両の高さが2.8m以下 ④最高速度が15km/h以下
○フォークリフト/ショベルローダー/タイヤローラ/ロードローラ/
アスファルトフィニッシャー/林内作業車/草刈作業車 など

太陽光発電設備に係る固定資産税(償却資産)の申告はお済みですか?

太陽光発電設備は、固定資産税(償却資産)の課税対象となる場合があります。

課税の対象となる場合は、償却資産の申告が必要となりますので、税務課までお問合せください。

10kW未満の太陽光発電設備(余剰売電) 課税の対象外です。(売電するための償却資産とはなりません。)

10kW以上の太陽光発電設備(全量・余剰売電) 課税の対象です。(個人・法人ともに事業用の償却資産となります。)

※太陽光発電による電力を電力会社に売却している場合は、その収入について申告が必要な場合があります。

[売電収入] - [必要経費] = [雑所得]

■お問合せ 税務課 ☎22-8841

令和元年分 **確定申告**

ネット申告が更に便利になりました!

スマホで申告できます

詳しくは! 確定申告 検索

申告と納税

窓口での相談・申告書の受付は、令和2年2月17日(月)からです。

所得税および復興特別所得税・贈与税
令和2年 **3月16日(月)まで**

消費税および地方消費税(個人事業者)
令和2年 **3月31日(火)まで**

申告の際にはマイナンバーの記載・本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。ネット申告(e-Tax)で提出の場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

国税庁

申告書等は、国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」での作成が便利です!!

- ☆ **自宅のパソコンやスマホから作成可能!**
- ☆ **24時間いつでも利用できます!**
- ☆ **画面の案内に従って金額を入力するだけでOK!**

詳しくは、こちら!!

作成コーナー 検索

御坊税務署からの大切なお知らせ!!

- 御坊税務署内の申告書作成会場の開設期間は、**2月17日(月)から3月16日(月)**です(閉庁日を除く)。
 - 相談受付時間は、**9時~16時まで**です。御坊税務署 ☎22-0695(代表)
- ※会場開設当初と申告期限間際は、特に混雑することが予想されます。※混雑状況により、早めに相談受付を終了する場合があります。

源泉徴収票等の添付は不要となりましたが、税務署等で確定申告書を作成する場合には、源泉徴収票等が必要ですので、忘れずにお持ちください。

平成31年4月1日以後の確定申告書の提出の際、源泉徴収票等の添付が不要となりました。

- 【添付が不要となる書類】…●給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票 ●オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書 ●配当等とみなす金額に関する支払通知書 ●上場株式配当等の支払通知書 ●特定口座年間取引報告書

※確定申告書には源泉徴収票等の内容を記載する必要がありますので、**確定申告書第二表等に必ず記載してください。**

記帳・帳簿等の保存制度について

個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です!

※所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も対象となります。

令和元年10月から、消費税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が始まりました。確定申告に当たっては、税率ごとに区分経理をした帳簿が必要になります。

申告会場の開設について

税理士による 無料申告相談会場日程	会場	日程	受付時間
	御坊市役所 3階会議室 (御坊市藪350)	2月4日(火)~6日(木)	9:30~11:30 13:00~15:00

※当会場は、御坊市以外にお住まいの方につきましても、ご利用いただけます。

医療費控除について

医療費控除は、領収書の提出が不要です。**(医療費控除の明細書を提出すればOK)**

▶平成29年分の確定申告から、領収証の代わりに“医療費控除の明細書”の添付が必要となりました。

- ※医療費の領収書は自宅5年間の保存が必要
- ※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると明細の記入を省略できます。

マイナンバー制度について

申告手続などには、「マイナンバーの記載」と『本人確認書類の提示又は写しの添付』が必要です。

《本人確認書類の具体例》

- 個人番号カードの表面と裏面
- 通知カード*+運転免許証 又は 健康保険の被保険者証 など
- ※通知カードの代用として、マイナンバーの記載がある「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書」でも確認ができます。